**民生委員・児童委員　地域を見守り、支え、つなぐ人**

問い合わせ　社会福祉課地域共生社会担当　電話23-6012

「民生委員・児童委員」という言葉を耳にしたことがありますか。

市には2月1日現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた17地区318人の民生委員・児童委員（うち26人は主任児童委員）がいます。民生委員・児童委員が地域の中でどのような役割を担っているのか紹介します。

**地域住民の身近な相談相手です**

民生委員・児童委員は地域の誰もが安心して暮らせるよう、担当の地域で住民の立場に立った相談・支援活動を行っています。また、相談者が必要な支援を受けられるように、専門機関への「つなぎ役」としての役割も担います。

各地区の委員は、市ウェブサイトを確認してください。

**こんな活動をしています**

■相談・支援活動

高齢者の見守りのための訪問や住民が抱える悩み、心配事への相談に乗り、福祉サービスなどの情報を提供

■地域福祉活動

子育て家庭や高齢者を対象とした地域の交流の場の創出

■関係機関・団体との連携

行政からの依頼に基づいた担当地域内の高齢者世帯の状況調査など

■情報交換や研修への参加

地区ごとの月例会議、活動に必要な知識を得るための研修会への参加

**民生委員・児童委員 Q＆A**

Q1 民生委員になるために、資格は必要ですか。

A1 特別な資格や知識は必要ありません。

Q2 活動期間はどれくらいですか。

A2 任期は3年です。3年ごとに全国で一斉改選が行われます。

Q3 仕事をしながら活動できますか？

A3 自分の生活の中で、無理をせず、できる範囲で活動できます。仕事をしながら活動している人もいます。

Q4 一人での活動が不安です。

A4 民生委員・児童委員で構成される民生委員児童委員協議会に所属して活動しますので、仲間とともに相談しながら活動できます。

Q5 報酬はありますか。

A5 ボランティアのため報酬はありませんが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部が支給されます。

**一緒に活動してみませんか**

令和7年12月に民生委員・児童委員の一斉改選が行われます。

住民と関わることが好きな人、地域について関心がある人、新しいことに挑戦したい人など、この機会に民生委員・児童委員として活動してみませんか。

民生委員・児童委員の活動に興味のある人は、気軽に問い合わせください。